

鳥羽志勢広域連合 第5次広域計画

(2019年度～2023年度)

2023年2月変更

(2019年3月作成)

鳥羽志勢広域連合

(鳥羽市・志摩市・南伊勢町)



— 広域計画 目次 —

1. 広域計画策定の趣旨	1
2. 広域計画の項目	2
(1) し尿処理の推進	
(2) ごみ処理の推進	
(3) 介護保険の充実	
3. 計画期間	2
4. 基本計画	3
(1) し尿処理の推進	3
(2) ごみ処理の推進	7
(3) 介護保険の充実	11

1. 広域計画策定の趣旨

鳥羽志勢圏域は、三重県の南部に位置し、鳥羽市全域・志摩市全域・南伊勢町の約6割が伊勢志摩国立公園に指定されているなど、豊かな自然をはじめ、風光明媚な景観のリアス海岸を有する地域です。

近年、この圏域を取り巻く情勢は大きく変化しており、行政に対する課題は、人口減少と少子高齢化や高度情報化、国際化などの進展、環境問題など市町の枠を超えた広域的なものが挙げられます。

また、「まち・ひと・しごと創生」による地方創生の取り組みも関係市町に求められる中、これらの課題に対応するため更なる広域的連携が必要となります。

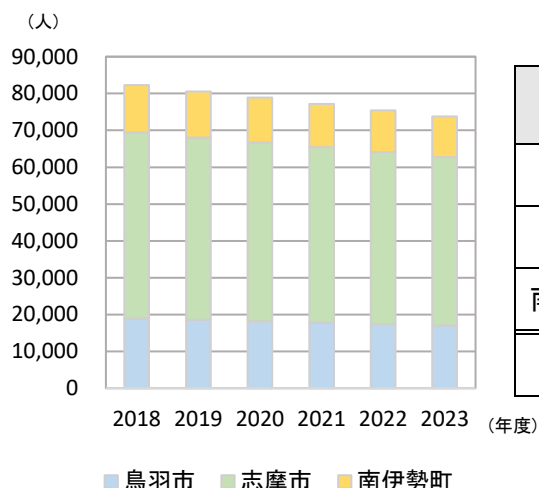
そうした中で、平成11年の設立以降、5年ごとに広域計画を策定・改正し、今回、平成30年度に第4次広域計画期間が満了することから、新たに「第5次広域計画」を策定しました。

広域計画は、構成団体や住民に対して、広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示し、事務を遂行していくための指針となるものです。

第5次となる本広域計画の策定においては、地方自治法第291条の7の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合規約第4条に規定されている3項目について、構成団体の施策と調和をとりながら、経緯・現状と課題及び方針と計画を明記し、広域行政の推進における有効性と実効性の高い計画としました。



＜2018 年度から 2023 年度までの人口動態予測＞



(単位:人)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鳥羽市	18,960	18,568	18,176	17,784	17,392	17,000
志摩市	50,450	49,512	48,574	47,636	46,698	45,760
南伊勢町	12,872	12,494	12,116	11,738	11,360	10,982
合 計	82,282	80,575	78,868	77,161	75,454	73,747

2. 広域計画の項目

(1) し尿処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

(2) ごみ処理の推進

ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

(3) 介護保険の充実

介護保険に関する次の事務

- ① 介護認定審査会の設置運営に関する事務
- ② 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務
- ③ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

3. 計画期間

広域計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とし、計画期間の満了前に見直しを行います。ただし、必要に応じて随時改定を行うものとします。

4. 基本計画

(1) し尿処理の推進（構成団体：鳥羽市、志摩市、南伊勢町）

経緯

し尿及び浄化槽汚泥は、海洋投棄により処理が行われていましたが、ロンドン条約の批准を受け国内でも平成 19 年 2 月から海洋投棄処分が禁止されました。

し尿処理を行う鳥羽志勢クリーンセンターは、鳥羽市白木町地内において平成 16 年度に着工し、平成 19 年度に稼働を開始しました。

当施設は、計画処理量 155 kℓ／日のし尿及び浄化槽汚泥の処理を膜分離高負荷脱窒素処理方式で行い、更に厳しい水質基準を満たすために超高度処理ができる脱塩設備で処理を行っています。

現状と課題

志摩市及び南伊勢町にある 6 箇所の中継槽は適切に維持管理できており、効率的に中継業務を実施しています。また、し尿処理施設においては搬入量や状態に応じた運転と定期的な管理により、稼働時から安定した処理能力を維持しています。

①中継業務

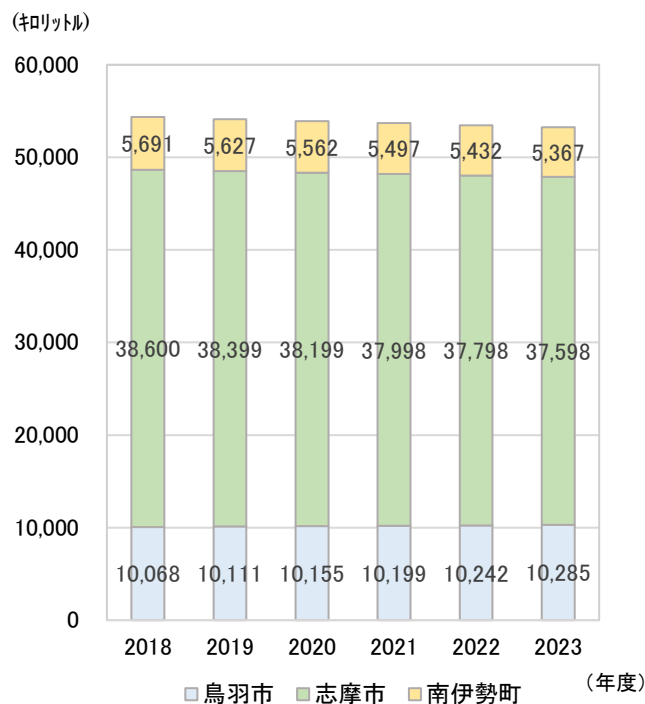
- し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬においては、構成団体で協力し効率的かつ計画的に行っています。
- 中継業務で使用する運搬車両の中には老朽化が進んでいるものもあり、順次購入の検討を行う必要があります。
- 運搬車両を運転する時は、地域の交通事情に則した安全意識が常に求められます。

②し尿処理施設運転管理

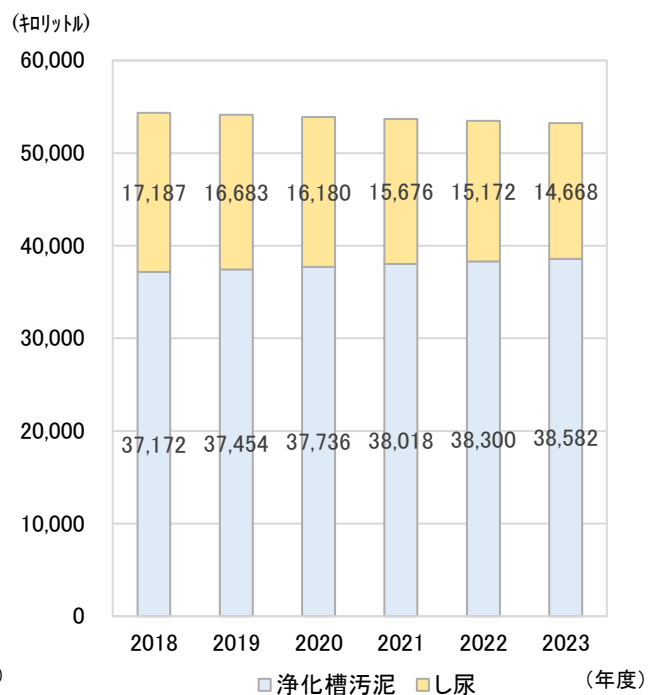
- し尿及び浄化槽汚泥の処理については安全かつ安定的に運転を行っています。
- し尿等の年間平均搬入量については、人口減による減少はあるものの定格処理能力の 90%以上となっており、搬入量の多くなる季節には過負荷の状況にあります。その要因としては、下水道等の加入率の伸び悩みと合併処理浄化槽の整

備に重点が置かれていることによる浄化槽汚泥の増加です。そのため、し尿等の濃度も稼働当初より薄くなり、本施設の運転状況においても依然として余裕のない状態ですので、し尿等の適切な処理を今後も継続していく必要があります。

＜構成団体別搬入量見込＞



＜汚泥種別搬入量見込＞



＜構成団体別し尿・浄化槽汚泥搬入量見込＞

(単位：㎥)

構成団体	種別	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鳥 羽 市	し尿	2,123	2,070	2,018	1,965	1,912	1,859
	浄化槽汚泥	7,945	8,041	8,137	8,234	8,330	8,426
志 摩 市	し尿	12,354	12,007	11,660	11,313	10,966	10,619
	浄化槽汚泥	26,246	26,392	26,539	26,685	26,832	26,979
南伊勢町	し尿	2,710	2,606	2,502	2,398	2,294	2,190
	浄化槽汚泥	2,981	3,021	3,060	3,099	3,138	3,177
し 尿 合 計		17,187	16,683	16,180	15,676	15,172	14,668
浄 化 槽 汚 泥 合 計		37,172	37,454	37,736	38,018	38,300	38,582
し尿・浄化槽汚泥合計		54,359	54,137	53,916	53,694	53,472	53,250

③施設管理

- 日常点検と法定検査等に基づき、必要な修繕を行うことで安定した機能を維持しています。
- 稼働から 10 年以上経過していることから、性能維持のため機器等の調整や更新の必要があります。

今後の方針・計画

構成団体のし尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる課題の解決に向け、中継運搬業務並びにし尿処理施設の運転の方針や取り組み事項を以下のとおり明確に示すとともに、各施設の維持・修繕・更新などを計画的に進め、今後も地域住民の生活の安全・安心と自然環境の保全に努めます。

①中継業務

- 搬入量に伴う運行回数や点検による不具合などに応じ車両の修繕や更新を行います。
- 職員を対象とした安全運転研修を実施するなどの、安全管理に関する取り組みを行います。

＜運搬車両更新予定一覧表＞

登録番号	登録年月	経過年数	走行距離 (法定検査時)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
三重 88 ゆ 2454	1999 年 3 月	20 年	478,800km	新車 購入				
三重 800 は 227	2000 年 11 月	18 年	406,100km		新車 購入			
三重 800 は 1684	2012 年 2 月	7 年	180,000km			タンク 積替		
三重 800 は 874	2005 年 5 月	13 年	381,500km					

②し尿処理施設運転管理

- 今後の搬入量の増減や濃度の変化に適切に対応するため、これまでの処理結果やその経験をもとに効率的な運転に努め、経費の削減を進めます。

- し尿処理汚泥の堆肥化や熱分解を適切に行い、再資源化に努めます。
- 構成団体と協働し、浄化槽等の適正管理と処理について啓発を行っていきます。

③施設管理

- 日常点検や法的検査の結果をもとに長期的な整備を計画的に実施します。
- 構成団体の将来負担の抑制に努めます。
- 地域協定で定められた放流水の水質基準を遵守できるよう、設備の更新を進めていきます。

＜鳥羽志勢クリーンセンターの水質基準＞

水 質 項 目	施 設 基 準	根 拠
BOD（生物化学的酸素要求量）	5mg/ℓ以下	地域協定値
COD（化学的酸素要求量）	3mg/ℓ以下	〃
SS（浮遊物質）	3mg/ℓ以下	〃
NH ₄ -N（アンモニア性窒素）	1mg/ℓ以下	〃
T-P（全リン）	1mg/ℓ以下	伊勢湾総量規制
T-N（全窒素）	10mg/ℓ以下	〃
PH（水素イオン濃度）	5.8～8.6	水質汚濁防止法
色 度	30 度以下	〃
大腸菌群数	100 個/ml以下	〃

(2) ごみ処理の推進（構成団体：鳥羽市、志摩市、南伊勢町）

経緯

平成 19 年 3 月に施設構想の枠組みを示す「ごみ処理施設整備構想」、平成 21 年 11 月に最新の技術動向を調査し、最適な廃棄物処理施設の構想を立てることを目的に「廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。

また、建設工事については平成 22 年 9 月に施設建設に向けた具体的な計画として、「ごみ処理施設建設に伴う施設整備基本計画書」を策定しました。

ごみ処理を行うやまだエコセンターは、志摩市磯部町山田地内において平成 23 年度に着工し、平成 26 年度に稼働を開始しました。稼働開始から令和 4 年度までは鳥羽市、志摩市のごみ処理を行ってきましたが、令和 5 年度より南伊勢町もごみ処理事業に加入し、2 市 1 町のごみ処理を行うこととなりました。

現状と課題

当施設は、ガス化溶融炉方式により 95 t／日の可燃ごみを処理する高効率ごみ発電施設と不燃・粗大ごみ、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん類、白色トレイ・発泡スチロール類、雑紙、缶類、紙類、蛍光灯・廃乾電池の資源ごみを処理するマテリアルリサイクルセンターを併設しています。

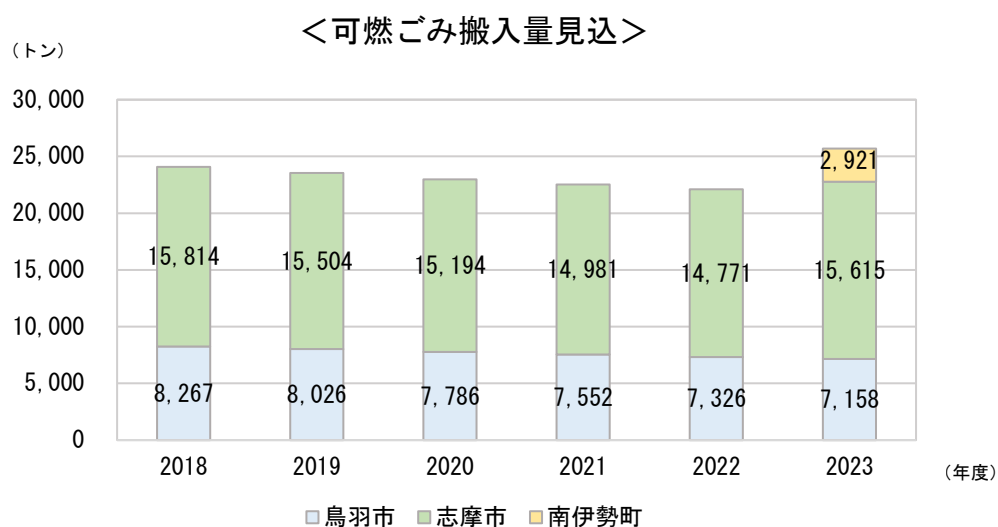
高効率発電施設の年間処理計画量は 25,511 t となっており、2018 年度の可燃ごみ搬入量は 24,081 t、稼働率は 94.4%と推定されます。また、リサイクルセンターの年間処理計画は 9,396 t となっており、2018 年度の資源ごみ搬入計画量は 3,700 t、稼働率は 39.4%と推定されます。

また、南伊勢町の加入に伴い高効率発電施設の年間処理計画量が増加することから、各設備の点検及び運転計画などの見直しが必要となります。

①可燃ごみの処理

- 高効率ごみ発電施設においてシャフト式ガス化溶融炉 2 基で行い、処理の過程で発生する余熱を利用して蒸気タービン発電を行っています。
- 発電した電力は施設内で利用し、余剰分は電力会社に売却しています。
- 高効率ごみ発電施設における可燃ごみの処理は安定的に行っており、今後も継

続して安定稼働を行うため、処理不適物混入の防止や分別による可燃ごみの抑制が必要となります。



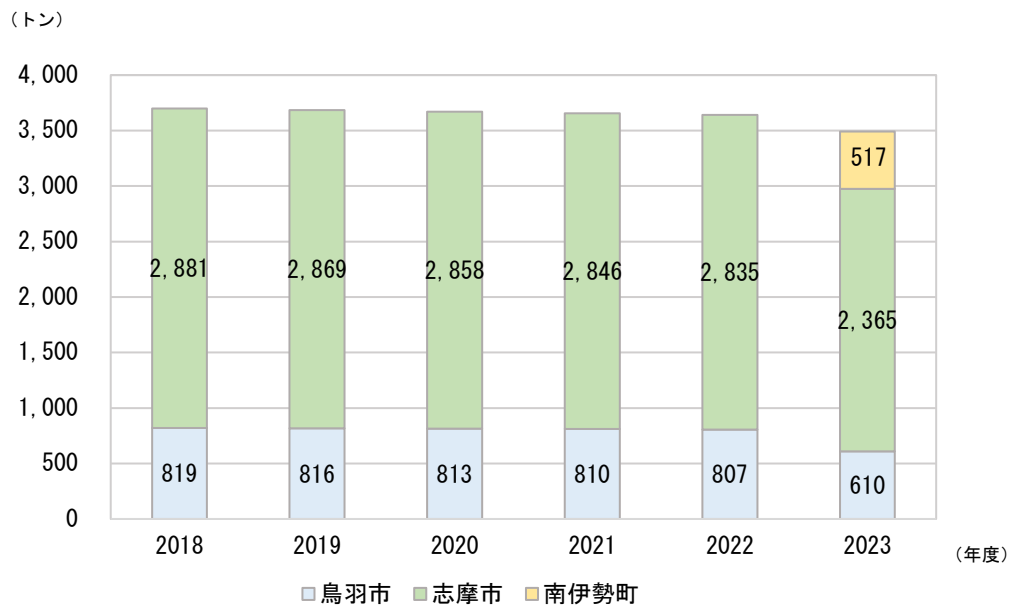
構成団体	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鳥羽市	8,267	8,026	7,786	7,552	7,326	7,158
志摩市	15,814	15,504	15,194	14,981	14,771	15,615
南伊勢町	—	—	—	—	—	2,921
合 計	24,081	23,530	22,980	22,533	22,097	25,694

※搬入実績量をもとに見込を算出。

②資源ごみの処理

- リサイクルセンターへ搬入した資源ごみは高速回転式破砕機や手選別で分別を行い、資源化して搬出しています。
- 資源ごみは適正に処理していますが、更なるリサイクル推進のためには、今後でも分別の徹底が必要となります。

＜資源ごみ搬入量見込＞



(単位：トン)

構成団体	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鳥羽市	819	816	813	810	807	610
志摩市	2,881	2,869	2,858	2,846	2,835	2,365
南伊勢町	—	—	—	—	—	517
合 計	3,700	3,685	3,671	3,656	3,642	3,492

※搬入実績量をもとに見込を算出。

③施設の運転・維持管理

- ごみ処理を適正に行うと共に、計画的な施設稼働に努めており、今後も環境基準を遵守しながら安全・安心な施設の運転・維持管理が必要となります。

④環境啓発の推進

- 施設見学や広報誌を利用してごみの減量化やリサイクルの仕組みについて啓発をしています。
- 更なるごみの減量化やリサイクルの推進を目指すため、積極的な施設見学利用の促進や広報活動による環境啓発の推進が必要となります。

⑤災害廃棄物の処理

- 台風や水害などにより発生した災害廃棄物は、構成団体と協力しながら対応し、適正にごみ処理を行っています。
- 大規模災害発生時には、生活環境と公衆衛生の観点から衛生的かつ円滑な処理を行うことが必要となります。

今後の方針・計画

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の３Ｒに、レジ袋などを断る（リフューズ：Refuse）を加えた４Ｒ運動を推進し、循環型社会を持続していくために、次の計画を実施していきます。

①可燃ごみの処理

- 処理不適物の混入防止や可燃ごみに混入している資源ごみをリサイクルすることで可燃ごみが抑制できることを広報誌等で啓発し、高効率ごみ発電施設の安定稼働に努めます。

②資源ごみの処理

- 資源ごみの分別状況を把握・分析し、適切な分別ができるように構成団体と情報共有しながらリサイクルの推進を図っていきます。

③施設の運転・維持管理

- 施設の運転計画に沿って安全運転、維持管理に取り組んでいきます。
- 構成団体の将来負担の抑制に努めます。
- 日常点検、法定点検及び排ガス測定などの環境測定結果をもとに施設の適正管理に努めます。

<やまだエコセンターの公害防止基準>

排ガス測定項目	公害規制値	根拠
ばいじん濃度	0.01g/m ³ N 以下	自主規制値
硫黄酸化物濃度	50ppm 以下	〃
塩化水素濃度	50ppm 以下	〃
窒素酸化物濃度	150ppm 以下	〃

ダイオキシン類排出濃度	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	〃
水銀排出濃度	50 µg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法

④環境啓発の推進

- 中学生の職業体験や自治会などの施設見学の受け入れを積極的に行い、環境問題に対する意識を深める環境教育を行っていきます。
- 4 R 運動を推進していくため、広報誌やホームページなどで啓発を行っていきます。

⑤災害廃棄物の処理

- 広域連合及び構成団体の災害廃棄物処理計画に沿って、県・構成団体と連携を図り、環境へ配慮しながら適正に処理を行っていきます。
- 災害廃棄物処理計画の実効性を高め、効果的に推進していくために、災害廃棄物処理に対応できる人材育成に努めます。

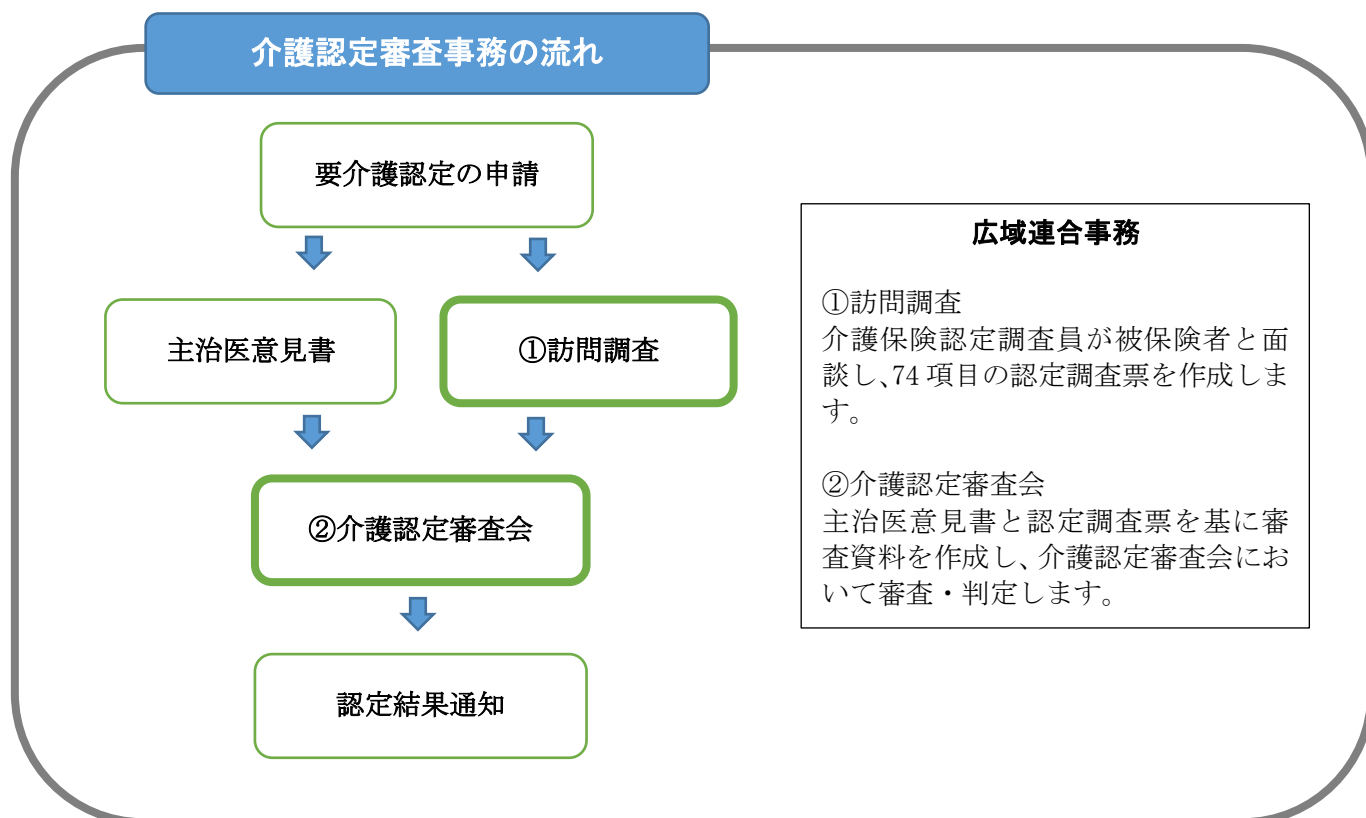
（３）介護保険の充実（構成団体：鳥羽市、志摩市）

経緯

高齢化がますます進展するなかで、高齢者を社会全体で支え、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。

広域連合は構成団体が行う介護保険事務のうち、介護認定調査並びに医療・保健・福祉の専門家で構成された介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を共同処理するものと位置付けられています。

また、要介護・要支援認定にあたっては、介護認定審査会において審査・判定を行っており、増加する申請件数に対応するため、審査会の合議体の拡大や審査会委員の増員など、状況に応じた対応をしています。

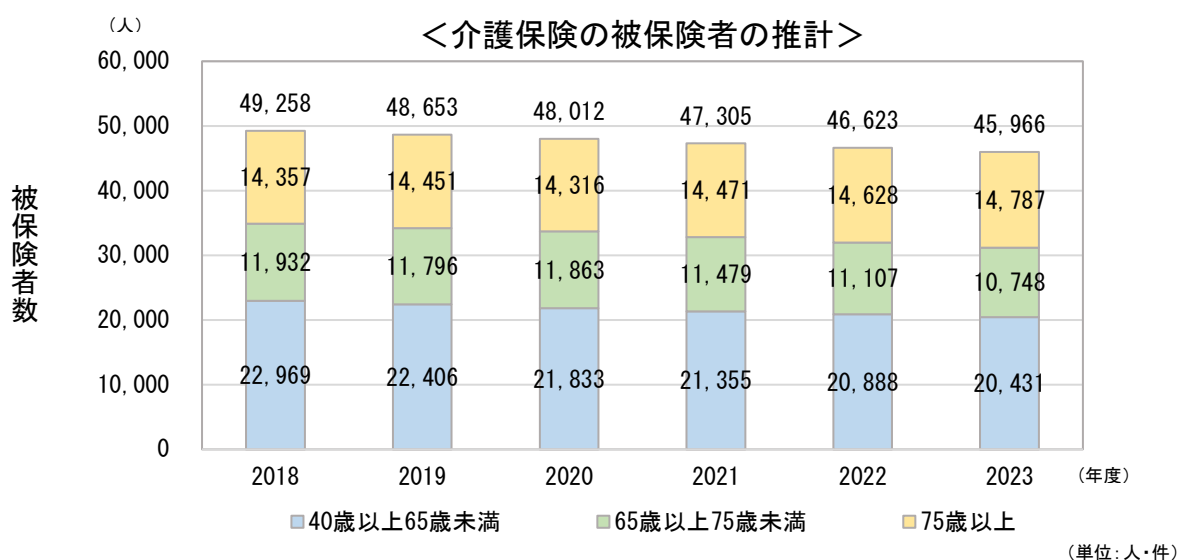


現状と課題

介護保険制度発足後から高齢化は更に進展し、構成団体の高齢化率は約 37.9%（平成 30 年 11 月末現在）となっています。今後、65 歳以上の被保険者数は減少する見込みですが、75 歳以上の高齢者の占める割合が増加することに伴い、介護認定者実数は増加することが想定されます。

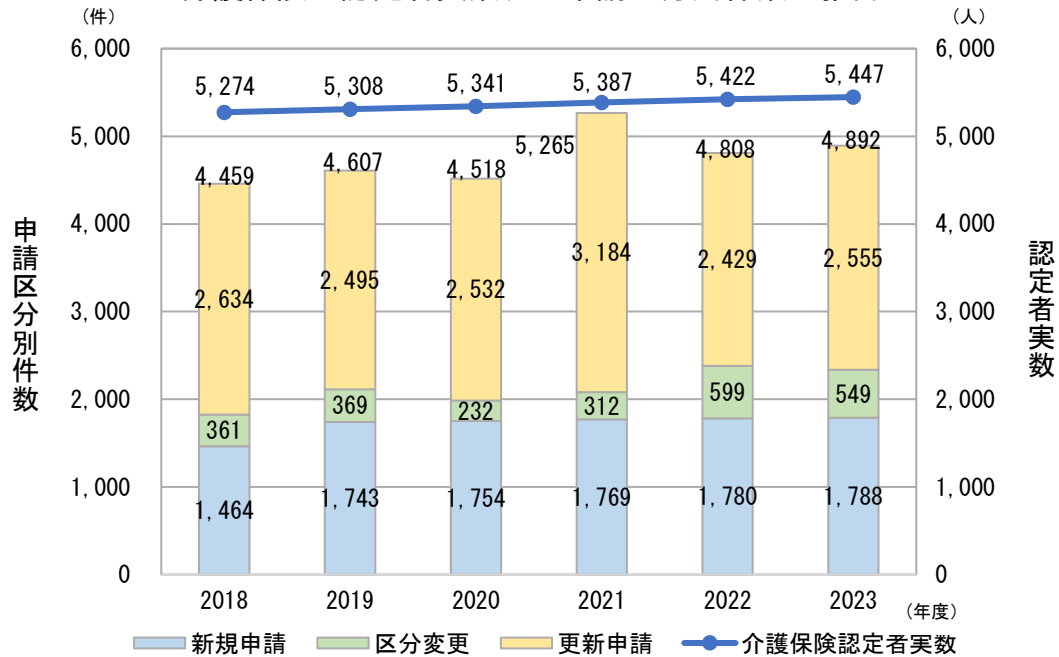
また、2018 年度に介護保険制度が改正され、要介護認定に係る更新認定有効期間の上限を「24 ヶ月」から「36 ヶ月」に延長することが可能となりました。そのため更新申請件数は一旦減りますが、厚生労働省の介護保険総合データベース（平成 28 年 7 月 15 日集計分）によると、更新認定を行った者のうち 36 ヶ月後に要介護度が変わらない者の割合が 40.7%となっていることから、36 ヶ月後となる 2021 年度は、約 4 割の者が要介護認定の有効期限を迎えるため、更新申請件数は増加することが見込まれます。

その後、2021 年度の介護保険制度の改正において、更新認定者が直前の要介護度と同じ要介護度になった場合の更新認定期間の上限については、「36 ヶ月」から「48 ヶ月」に延長することが可能となりました。



	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
40 歳以上～ 65 歳未満	22,969	22,406	21,833	21,355	20,888	20,431
65 歳以上～ 75 歳未満	11,932	11,796	11,863	11,479	11,107	10,748
75 歳以上	14,357	14,451	14,316	14,471	14,628	14,787
合 計	49,258	48,653	48,012	47,305	46,623	45,966

＜介護保険の認定者実数及び申請区分別件数の推計＞



(単位: 人・件)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規申請	1,464	1,743	1,754	1,769	1,780	1,788
区分変更	361	369	232	312	599	549
更新申請	2,634	2,495	2,532	3,184	2,429	2,555
合 計	4,459	4,607	4,518	5,265	4,808	4,892
介護保険 認定者実数	5,274	5,308	5,341	5,387	5,422	5,447

①介護認定審査会の設置運営に関する事務

- 今後予想される介護認定申請件数の増加に対応する必要があります。

②要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

- 増加する介護認定申請件数に対応し、知識の充実や適切な調査員数の確保に努めるとともに、調査地域の見直しを行うなどの運営方法が必要とされます。

③介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

- 計画を作成するための情報交換等について、構成団体と調整する必要があります。

今後の方針・計画

4人に1人が75歳以上の高齢者と言われる2025年度に向けて、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制（地域包括ケアシステム）が必要となっています。構成団体が策定した介護保険事業計画に基づいて、介護給付の実施が円滑にできるよう以下の事務を行います。

①介護認定審査会の設置運営に関する事務

- 適正かつ迅速な介護認定審査を実施するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携を密にし、医療・保健・福祉の各分野からの委員を確保していきます。
- 介護保険の制度改正に伴う認定審査方法の変更等に適正に対応していきます。
- 介護認定審査の適正化並びに平準化を促進するため、県や審査会独自の研修会などを活用し委員の自己研鑽の機会を設けます。

②要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

- 介護認定申請件数の増加に対応するため、適切な介護保険認定調査員数を確保すると共に、近隣市町の施設等へ調査に行くなど認定調査地域の拡大を検討します。
- 適正な介護認定調査を実施するため県が主催する研修会を活用するほか、独自研修会を実施するなど、調査員の自己研鑽の機会を設けます。

③介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

- 構成団体が策定する「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」について、適切な情報提供をするなど構成団体との連絡調整を図ります。